

仕 様 書

1. 件名：2025年度「心理演習」「心理実習」受講のための選考試験（C B T）実施業務委託

2. 調達概要

（1）目的

放送大学では、2019年度より公認心理師対応カリキュラム（学部段階）を開始している。公認心理師カリキュラムの対応科目のうち、面接授業科目「心理演習」「心理実習」の2科目は受講定員（定員30名予定）が設定されており、受講者を決定するための「2025年度「心理演習」「心理実習」受講のための選考試験」（以下「選考試験」という。）を実施する。

なお、本学では、選考試験の1次選考を、コンピューターを用いたComputer-Based Testing（以下「C B T」という。）方式により実施することとしている。本調達は、選考試験の第1次選考（C B T方式）にかかる業務委託を目的としている。

（2）実施概要

放送大学学園（以下「本学園」という。）が提供する試験問題をC B T業者（以下「受託者」という）のシステムに登録し、申込から採点までの一連のC B T方式による試験を実施する。

受託者は、本学園が提供する試験問題を用いて、外部試験会場において、C B Tによる試験を実施し、試験結果を本学園へ提供する。また実施に必要な作業を行う。

本仕様書の要件を満たし、本学園が示すサービスレベルを遵守した試験サービスを受験者に提供することが求められる。

3. スケジュール

出願受付期間	2024年 8月23日（金）10時 ～ 9月6日（金）17時
試験実施期間	2024年 9月12日（木）～10月 3日（木）
試験実施予備期間	2024年10月10日（木）～10月17日（木）
第1次選考確定	2024年11月15日（金）

※上記以外の日程については、別途協議のうえ決定する。

4. 試験概要

試験科目	1科目
試験時間	90分（ただし、座席占有時間）
試験問題数	登録問題数150問程度から50問をランダムに出題（予定）
試験問題形式	読解
試験解答形式	選択式、短答式
採点	事後採点とする
想定受験者数	900人程度

5. 業務範囲

- (1) 申込受付及び受験料の徴収代行
- (2) 試験会場の手配、環境構築
- (3) 試験監督員の手配、教育
- (4) 試験問題作成支援
- (5) 試験の実施
- (6) 試験の採点及び結果の提供

6. 入札参加資格

以下の規格の認証を取得していること。証明書の写しを提出すること。

- ・プライバシーマーク

7. 実施に関する要件

(1) 実施運営体制

- ・ 応札時に試験実施体制を示すこと。必要な部署及び責任者を明記すること。

(2) 試験申込受付及び受験料の徴収代行に関する要件

- ・ 受験者が試験申込を行うウェブサイトを提供すること。
- ・ 受験者向けのウェブサイトにおいて、試験申込手続きに必要な情報及び受験に必要な予備情報を提供すること。
- ・ 本学園が予め指定する受験資格者からの申込を可能とすること。
- ・ 試験実施期間中、1 受験者につき 1 回の受験に制限すること。
- ・ 受験申込時に、本学園が規定する規約への同意及び情報の取得を可能とすること。
- ・ 受験申込時に、クレジットカード払い、コンビニエンスストア払い、Pay-easy 払いのいずれかにより受験料の徴収代行を行うこと。
- ・ 代行して徴収した受験料については、本学園に従い、指定の納入先へ納入すること。
- ・ 出願期間終了後の受験申込のキャンセルは受け付けないこと。
- ・ 受験申込後、試験会場、試験日時、当日の持ち物等を記載した確認書を発行すること。
- ・ 出願受付期間中、本学園が申込状況をウェブサイトから確認できること。ウェブサイトでの確認ができない場合は、申込状況の報告回数及び報告内容を本学園と協議の上、申込状況報告を実施すること。

(3) 試験会場に関する要件

①試験会場の確保

- ・ 全国 47 都道府県で県庁所在地又は人口最大都市に試験会場を設置していること。
- ・ 試験会場は試験実施期間中の平日及び土日に開催し、想定受験者数を考慮した座席数を確保すること。また、土・日曜日の試験実施（座席数）については、試験実施期間中、各都道府県において最低 1 会場で土・日曜日のいずれかに開催日を 1 日以上設けること。

- ・試験実施期間の試験会場の開催日程を受験者向けのウェブサイトにおいて案内すること。

②試験会場環境及び試験会場機器

- ・全ての試験会場は試験室を持ち、受付を設置すること。
- ・必要に応じて試験室内に監視カメラを設置すること。
- ・受験者端末のモニターサイズは、試験問題の表示に支障が無い大きさであること。
- ・試験会場は定期的に現地調査を行っていることとし、その実施実績等を応札時に報告すること。
- ・各都道府県において車いすでの受験が可能な試験会場を用意すること。また、障害者に対し、必要な配慮（バリアフリー、車いす対応、駐車場、筆談、専用入力機器の持ち込み等への対応）を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防措置を適切に行うこと。

③会場要員

- ・試験会場を運営する以下のスタッフを配置すること。
 - 1) 会場責任者 試験時間帯に必ず1名配置（2）、3）と兼務可能）
 - 2) 試験監督員 試験室に必ず2名以上配置
 - 3) システム管理者 試験会場に必ず1名配置（1）、2）と兼務可能）
- ・試験室1室あたりの受験者数が70名を超える場合は、試験監督員1名を追加で配置すること。さらに、受験者数が50名増えるごとに1名追加すること。ただし、監視カメラで必要な管理が代行できる場合は、この限りではない。
- ・試験監督員は、年1回以上の内部研修又はそれに相当する研修を受けていること。
- ・試験会場責任者は、年に1回以上の研修を修了していること。

④会場運営

- ・受付にて、本学の学生証又は公的機関が発行した顔写真付き本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード等）での本人確認を行うこと。
- ・各会場における試験の受験時間は概ね10時00分～20時00分の間とすること。
- ・試験監督者は、受験者の試験受験中に監視を行うこと。受験者に不正行為等があった場合には、その時点で試験を中断させること。その後、本学園に報告し、必要な対応を行うこと。必要な対応については別途協議のうえ決定すること。

（4）カスタマーサービス

- ・受験者予約手続きや受験に関する問合せに、電話又は問合せフォームにて対応すること。
- ・対応時間には、平日を含めること。
- ・試験制度や試験結果に関する問合せは、本学園にて対応すること。
- ・問合せ対応実績を管理し、報告すること。

(5) 試験問題作成支援

- ・試験結果通知におけるランキング結果が、合格水準に集中することのないよう配慮するために、テスト理論に基づいて、適切な試験問題作成について支援すること。
- ・作成された試験問題の適切性を確認するための試験問題レビューワークショップを実施すること。
- ・試験実施後に試験問題の品質評価についてレポートを作成し提供すること。また、応札時に品質評価項目及びレポートサンプルを提示すること。
- ・試験問題レビューワークショップを行う担当者は、過去に同様のワークショップを担当した実績があることを前提とし、担当者名とその実績を明記すること。

(6) 結果通知に関する要件

- ・受験者ごとに出题された試験問題、正答情報及び受験者の解答情報を提出すること。
- ・受験者ごとにランキングをつけ、上位から任意の人数を第1次選考の合格者とすることを可能とすること。ランキングにおいては、2パラメータのIRTでスケーリングを実施し、その能力値でランキングをつけること。なお、受講人数によりやむを得ず2パラメータに対応できない場合は、本学園とも相談し、必要な対応を行うこと。必要な対応については別途協議のうえ決定すること。
- ・能力値は、CSVまたはExcel等の電子データで提出すること（本学園の指定する形式にて提出すること）。
- ・ランキングを行う担当者はサイコメトリクスに関する博士号を保持するものとし、担当者名、経歴を明記し応札時に提出すること。
- ・ランキングの結果は、日本語で報告書を作成し、日本語で報告を行うこと。

(7) マニュアル類の整備

- ・受託者は試験運営に必要なマニュアル類を整備すること。

(8) セキュリティ

- ・受験者が申込時に登録した個人情報、成績情報及び本学園が提供する個人情報及び試験問題は、外部への情報漏洩が無いよう万全のセキュリティを確保した状態で管理すること。

(9) 疑似ソフトウェアの作成

- ・CBT試験会場の受験者端末と同様な操作をPC上で体験できる疑似体験用ソフトウェアを提供すること。その際、すべての出題形式から最低1題ずつ出題されることとし、受験者が受験中に使用可能な各種機能の操作方法について説明すること。
- ・疑似ソフトウェアは出願開始日までに使用可能とすること。

8. 検査及び検収

業務の完了をもって検収とする。なお、業務の完了については業務完了報告書の提出をもって行うこと。

9. 瑕疵担保

本業務の受託者は、5. に記載した全ての業務について瑕疵担保責任を負うものとし、不具合等が発生した場合は無償で対応するものとする。ただし、瑕疵担保責任期間は納品後、契約期間内とすること。

10. 秘密の保持

受託者は本業務に関して本学園が開示した情報等（公知の事実等を除く）を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、秘密漏洩防止のために必要な措置を講ずること。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に本学園の承認を得ること。

11. 損害賠償

受託者が、本契約に違反して秘密情報及び秘密資料を外部に漏洩したり、持ち出したりしたことを起因として、本学園又は関係機関が損害を被った場合には、本学園は受託者に対して損害賠償を請求し、かつ本学園が適当と考える必要な措置を取ることを請求できる権利を有すること。

12. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び本調達仕様書を遵守することとし、上記以外の詳細については別途本学園担当者と打合せを行い、その指示に従うこと。
- (2) 本調達仕様書に記載のない事項であっても、本業務の履行に必要と認められる事項については、本学園と協議の上実施すること。
- (3) 受験者から苦情等が生じた場合、必要な改善等を本学園と協議のうえ、解決に向け協力すること。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に請け負わせたり、再委託したりしてはならないこと。本業務の一部を第三者に請け負わせたり再委託したりする場合、受託者は、あらかじめ所定の事項について学園に申請したうえで、承諾を得なければならないこと。